

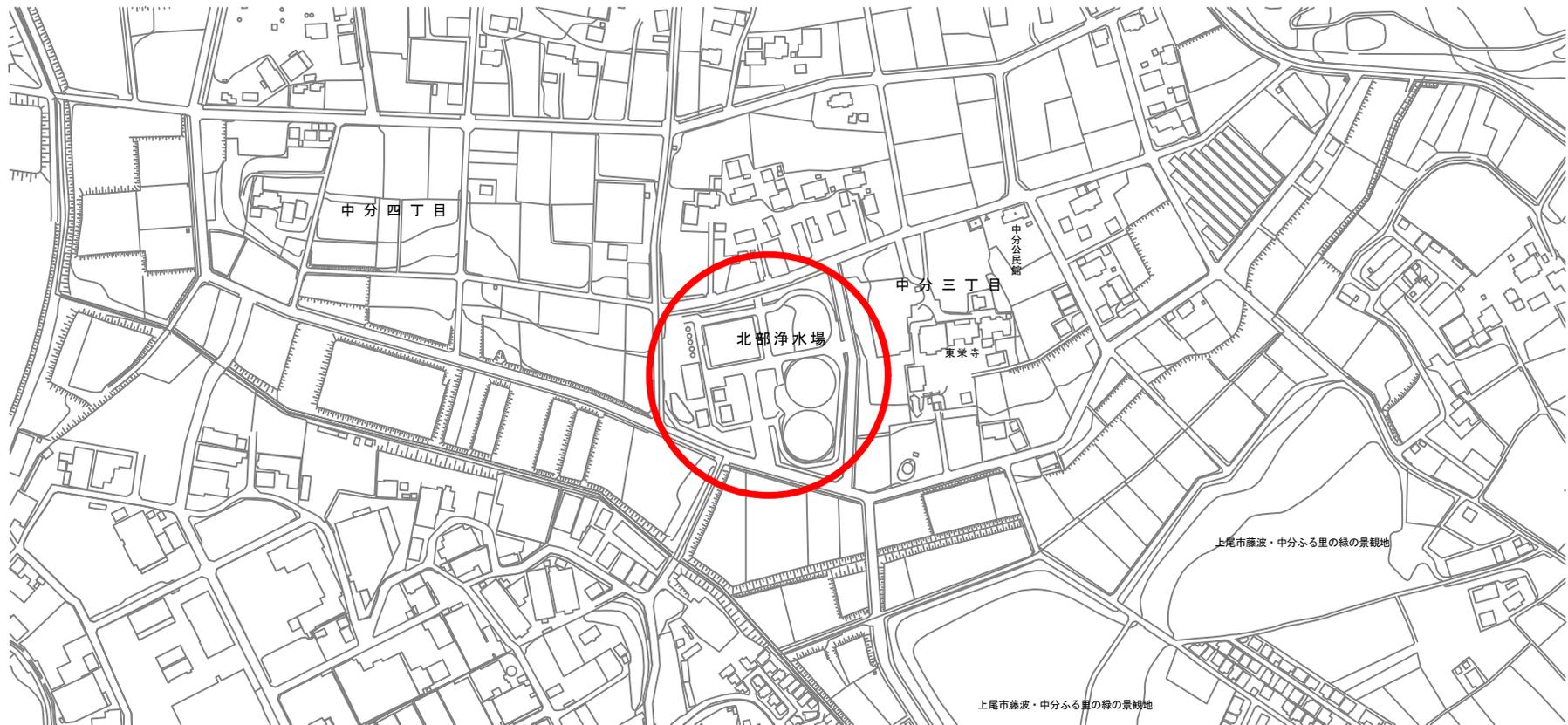
令和7年度

# 工 事 仕 様 書

- 1 工 事 名 北部1号ろ過機内部改修工事
- 2 工 事 場 所 上尾市北部浄水場
- 3 工 期 契約締結日から令和7年11月21日まで

工 事 の 大 要	ろ過材料	16.0m <sup>3</sup>
	支持砂利	8.0m <sup>3</sup>
	ろ過材料搬出	22.1m <sup>3</sup> (既設ろ材及び支持砂利)
	ろ過材料搬入敷均し	1基
	上部多孔板点検清掃	1基
	ろ過機内部清掃	1基
	仮設	一式
	既設ろ過材料処分	一式
	試運転調整	一式
	水質検査	一式

# 位置図



## 本 工 事 内 訳 書

工種：

費 目	工 種	種 別	細別／規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接工事費計								
	共通仮設費率計算額			式	1			
共通仮設費計								
純工事費								
	現場管理費			式	1			
現場管理費計								
工事原価								
	一般管理費			式	1			
工事価格								
消費税相当額	10%			式	1			
本工事費				式	1			

## 直接工事費内訳書

第1号内訳書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1. 材料費		式	1			第1号内訳明細書
2. ろ過材料搬出費		式	1			第2号内訳明細書
3. ろ過材料搬入敷均し費		式	1			第3号内訳明細書
4. 上部多孔板点検清掃費		式	1			第4号内訳明細書
5. ろ過機内部清掃費		式	1			第5号内訳明細書
6. 仮設費		式	1			第6号内訳明細書
7. 既設ろ過材料処分費		式	1			第7号内訳明細書
8. 試運転調整費		式	1			第8号内訳明細書
9. 水質検査費		式	1			第9号内訳明細書
計						

## 1. 材料費

## 内 訳 書 明 細 書

第1号内訳明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ろ過機 ろ過砂	除鉄除マンガン 厚2000mm	m <sup>3</sup>	16.0			
ろ過機 支持砂利	2～5mm程度 厚200mm	m <sup>3</sup>	1.6			
ろ過機 支持砂利	5～10mm程度 厚200mm	m <sup>3</sup>	1.6			
ろ過機 支持砂利	10～20mm程度 厚200mm	m <sup>3</sup>	1.6			
ろ過機 支持砂利	20～40mm程度 厚200mm	m <sup>3</sup>	1.6			
ろ過機 支持砂利	40～60mm程度 厚200mm	m <sup>3</sup>	1.6			
ろ過機 パッキン	φ 500mm	組	3.0			
計						





















足場支保工  
足場材設置・撤去

# 代価表

3号代価表

100掛㎡当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人					
とび工	人					
普通作業員	人					
諸雑費	式	1				
諸雑費	式	1				
計						
1㎡当り						





# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 一般事項

#### 1. 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、上尾市水道事業（以下「発注者」という。）が発注する北部1号ろ過機内部改修工事に適用する。
- (2) 仕様書及び図面に記載された事項は、この特記仕様書を優先する。

#### 2. 関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、水道法、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規制法、振動規制法、労働基準法、労働者災害保険法及びその他の関係法令、並びに関係官公庁署等の許可条件を遵守し、工事の円滑な進行をはからなければならない。  
尚、これらの諸法令の運用適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

#### 3. 適用規格

- (1) 本工事における適用規格は以下とする。
  - ①水道法
  - ②水道施設設計指針（日本水道協会）
  - ③水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
  - ④水道維持管理指針（日本水道協会）
  - ⑤上水試験方法・解説（日本水道協会）
  - ⑥日本水道協会規格（JWWA）
  - ⑦労働安全衛生規則
  - ⑧その他関連法規及び諸条例

#### 4. 仕様書の遵守

- (1) 本特記仕様書、図面及び仕様書に記載されていない事項については、水道施設設計指針（最新版）、水道維持管理指針（最新版）、水道工事標準仕様書（最新版）によるほか、埼玉県土木工事实務要覧等を準用すること。（以下、「共通仕様書」とする。）
- (2) 設計図書の優先順位は次のとおりとする。
  - ① 特記仕様書(図面に記載された特記事項を含む)
  - ② 設計図
  - ③ 水道施設設計指針（最新版）、水道維持管理指針（最新版）
  - ④ 水道工事標準仕様書（土木工事編・設備工事編）
  - ⑤ 埼玉県土木工事实務要覧
  - ⑥ その他必要な仕様書

# 特 記 仕 様 書

## 5. 質疑の解釈

- (1) 仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議し決定すること。必要に応じ、設計変更についても同様に協議・決定すること。
- (2) 仕様書、特記仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処するものとする。なお、協議により仕様に変更が生じた場合は、変更契約を結ぶものとする。ただし、明示されていないものであっても、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において施工しなければならない。

## 6. 書類の提出

- (1) 関係書類の提出は、発注者が別に示す様式により、指定期日までに提出すること。

## 7. 完了報告

- (1) 受注者は、書面にて工事完了通知書（報告書・写真帳を含む）を提出し、発注者の立会検査を受けるものとする。

## 8. 支払い方法

- (1) 受注者は、発注者による工事検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出すること。
- (2) 発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、請負代金額を支払うものとする。

## 9. 官公署等に対する手続き

- (1) 工事施工のため必要な官公署及び通信事業者・電力供給事業者等に対する手続きが必要なときは、速やかに受注者が行うものとする。これに要する費用は受注者の負担とする。尚、受注者はその結果を監督員に報告しなければならない。

## 10. 立会等に対する手続き

- (1) 工事施工のため必要な立会等については、速やかに受注者の負担と責任において行うものとする。

## 11. 契約不適合

- (1) 本工事は責任施工とし、受注者の責に帰すべき施工上の契約不適合による事故、破損等が発生した場合は、受注者は無償で発注者の指定する期間内に補修または修繕しなければならない。

## 12. その他

- (1) 作業者の資格等

# 特 記 仕 様 書

本工事の従事者は、当該工事について十分な知識と技能並びに経験を有し、かつ資格等を必要とするときは、これを保持した者でなければならない。

## (2) 衛生管理

受注者は、工事にあたり、衛生管理に十分注意する。

## (3) 健康診断

工事にあたり、施設に立ち入る作業従事者は、水道法第 21 条に定める消化器系伝染病病原体の保菌検査を行い、保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書を事前に提出すること。検査項目は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌 O157 とする。

## (4) 別契約の関連工事、関連業務等

①受注者は、当該施設及び設備機器に関する別契約の受注者と相互に協力し合い、当該施設及び設備機器の保全に関して潤滑な進行を図ること。

②受注者は、関連工事、関連業務等において、本工事の工事内容に変更が生じた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、契約の変更を行うものとする。

## (5) 補償責任

受注者は、工事の実施において、当該施設等に損害を与えたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、再生又は補修の費用を負担しなければならない。

## 第 2 節 工事施工

### 1. 一般事項

(1)本工事は、上尾市北部 1 号ろ過機の内部改修工事とする。

(2)受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と比較検討して、工事の円滑な進行をはからなければならない。

### 2. 工事現場管理

(1)工事現場が隣接または同一場所において施工する別途工事と競合する場合は、相互に協力して紛争を起ささない様に処理する。

(2)工事現場への一般人及び従事者の出入、監督、風紀衛生の取り締まり並びに火災、盗難、その他の事故防止については、受注者は責任を持って十分管理しなければならない。

(3)受注者は、作業に従事する者を選定し、秩序正しい作業をさせ、熟練を要する作業には相当の経験を有する熟練工を使用しなければならない。また、適正なる工事の進捗上、十分な従業員を配置しなければならない。

### 3. 特許権の使用

(1)工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使

# 特 記 仕 様 書

用するときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 4. 仮設物

- (1) 受注者は、工事施工に必要な工作小屋、資材置場等の仮設物を設ける場合は、設置位置概要その他について監督員と協議し承諾を受けなければならない。

## 5. 指定製造者

- (1) 材料等の製造等は各製造業者のリストを提出して承諾を受けなければならない。

## 6. 工事対象物の管理義務

- (1) 工事引渡しまでの設備機器、材料等の保管の責任は、受注者にあるものとする。

## 7. 受注者の負担

- (1) 軽易な事項で特記仕様書、設計図書等に記載されていなくとも施工上欠くことのできない材料、機器類及び作業に要する費用。
- (2) 施工にあたり、関係官庁等への手続き及び申請を要する場合、これに要する書類作成及び代行の費用。
- (3) 軽易な事項で工事場障害になる支障物の除去及び工事によって発生した不要物件の片付けに要する費用。
- (4) 工事のため、第三者に与えた障害で賠償に要する費用。
- (5) 工事に必要な立会及び光熱水費に要する費用。(なお、ろ過材料の洗浄用水は別とする。)

## 8. 打合せ記録

- (1) 他工事、及び監督員との打合せについては、その都度記録を作成し、遅滞なく監督員に提出すること。

## 9. 段階検査

- (1) 受注者は、工事の段階検査に合せ記録を提出し監督員の検査を受けた後、次の工程に移ること。

## 第4節 保証

### 1. 一般事項

- (1) 本工事の保証は、受渡し後完了後1年間とする。
- (2) 保証期間内に発生した不具合で製品の不良、施工上のミスに起因した場合、受注者は遅延なく不具合の対処を行うこと。その際発生する費用は全額受注者の負担とする。

# 特 記 仕 様 書

## 第2章 改修工事

### 第1節 概要

#### 1. 工事概要

- (1) 工事名 : 北部1号ろ過機内部改修工事  
(2) 工事場所 : 上尾市北部浄水場（上尾市中分三丁目76番地）

#### 2. 設備概要

##### (1) 既設ろ過機

- ろ過方式 : 除鉄除マンガン用急速ろ過型  
形状 : 密閉式円筒立型  
規格 : D3. 19m×H3. 63m  
処理能力 : 5,200 m<sup>3</sup>/D  
ろ過速度 : 650m/D

##### (2) 既設ろ過砂

- 製品名 : Mセラミック  
粒度 : 0.4~0.9 mm  
真密度 : 2.60~2.75g/cm<sup>3</sup>  
外観 : 粒状  
層厚 : 2.0m（設計厚）

##### (3) 既設支持砂利

###### 1層目

- 粒径 : 2.0~5.0 mm  
層厚 : 0.2m

###### 2層目

- 粒径 : 5.0~10.0 mm  
層厚 : 0.2m

###### 3層目

- 粒径 : 10.0~20.0 mm  
層厚 : 0.2m

###### 4層目

- 粒径 : 20.0~40.0 mm  
層厚 : 0.2m

###### 5層目

- 粒径 : 40.0~60.0 mm  
層厚 : 0.2m

# 特 記 仕 様 書

## 3. 工事内容

- (1) 本工事は、上尾市北部 1 号ろ過機内部の維持及び健全性確保のために、既設ろ過砂及び支持砂利の搬出処分、新設ろ過砂（除鉄除マンガン用）及び支持砂利の搬入敷均しを行うものである。
- (2) 新設ろ過砂（除鉄除マンガン用）においては、事前に次亜塩素酸による浸漬等の処置を行い、活性化対策を講じること。活性化に必要な資機材及び材料（次亜塩素酸ナトリウム等）は、受注者の負担とする。
- (3) ろ過材料搬入敷均し後は、運転調整（試運転調整及び逆洗水量の調整等。）及び水質検査を併せて実施する。
- (4) 既設ろ過砂及び支持砂利の搬出後は、ろ過機の上部多孔板及び内部清掃を行うとともに、下部集水装置の点検清掃を行う。

## 4. 一般事項

- (1) 施工は、内部改修後に概ね 1 週間程度の通常稼働を行い不具合等がないことを確認すること。
- (2) 通常稼働時に不具合が発生した場合は、原因の究明を含め速やかに対処すること。

## 5. 施工

### (1) 材料（新設ろ過砂）

- ① 新設ろ過砂（除鉄除マンガン用）は、既設ろ過砂である日本原料株式会社 Mセラミックを基本とし同等品以上のものとする。（事前に監督員の承諾を得ること。）
- ② 新設ろ過砂（除鉄除マンガン用）は、JWWA 規格（水道用マンガン砂、JWWA103-2006）の認証品とする。
- ③ 新設ろ過砂（除鉄除マンガン用）は、ろ過機搬入前に洗浄及び活性化を行うこと。
- ④ 新設支持砂利は、既設支持砂利と同等品以上のものとし、JWWA 規格（水道用ろ過砂利、JWWA103-2006）の認証品とする。（事前に監督員の承諾を得ること。）

### (2) ろ過材料搬出

- ① ろ過材料の搬出に当たっては、ろ過機に損傷を与えないよう実施すること。損傷を与える恐れがある場合は、防護を行うこと。
- ② ろ過材料搬出後は、天板からの鉛直距離を測定し、搬出量を適切に管理すること。
- ③ ろ過材料の搬出においては、人力及びバキューム車による吸引搬出を行うものとする。

## 特 記 仕 様 書

### (3) ろ過材料搬入敷均し

- ①ろ過材料の搬入敷均し時は、ろ過機に影響を与えないように十分注意するとともに、必要に応じ養生等を行うこと。
- ②ろ過材料の搬入敷均し後は、天板から各ろ過材料の表層までの鉛直距離を測定し、搬入量を適切に管理するとともに、発注者の確認検査を受けること。
- ③ろ過材料の搬入敷均しは、ラフタークレーン及び人力による搬入敷均しとする。

### (4) 上部多孔板点検清掃

- ①上部多孔板を取外し、損傷等の点検整備を行うとともに、高圧洗浄機による洗浄、塗装等の補修を行うこと。十分な養生期間を設けたのち復旧すること。

### (5) ろ過機内部清掃

- ①ろ過材料搬出後は、ろ過機内部の点検及び清掃を行うこと。
- ②清掃方法については、ケレン及び高圧洗浄機による洗浄を基本とする。
- ③点検に伴い判明した不具合については、速やかに監督員に報告し対応を協議すること。

### (6) 仮設

- ①仮設足場設置図に基づき、作業用足場を設置すること。
- ②作業に必要な建設機械の配置については、配置図を作成し、事前に監督員と協議すること。
- ③その他、必要に応じて仮設等の設置を行うこと。

### (7) 既設ろ過材料処分

- ①撤去したろ過砂及び支持砂利は、適切に処分するとともに、処分状況を監督員に報告すること。
- ②処分についてはマニフェスト伝票を提出すること。

### (8) 試運転調整

- ①内部改修後は、監督員の立会いのもと、ろ過機の試運転及び調整を行うこと。
- ②試運転調整に際しては、作業前に作業手順書及び要領書を作成した上で、監督員の承諾を得るものとし、確実に浄水処理ができる方法を選定すること。
- ③試運転調整時は、常に処理水の水質を把握するとともに、適正な処理が行われるまで、作業を行うこと。
- ④逆洗水量の調整も併せて行うこと。
- ⑤自主的な水質検査及び水質確認を行った後、水質検査を実施すること。水質検査不合格となった場合は、合格になるまで試運転調整を繰り返すこと。

### (9) 水質検査

- ①厚生労働省水質検査機関登録簿に記載されている業者において、水質基準項目（51 項目）の水質検査を実施すること。業者の選定に当たっては、水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）の認定水質機関であること。

# 特 記 仕 様 書

## 第3章 建設副産物の処理

### 第1節 一般事項

#### 1. 工事現場発生品

- (1)受注者は、工事施工によって生じた工事発生品について、工事発生品の調書を作成し、監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。
- (2)受注者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理表（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともにマニフェストを監督員に提出しなければならない。また、受注者は、最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票（マニフェスト）の送付を受けないときは、速やかに状況を把握するとともに、適正な処置を講じなければならない。

## 第4章 週休2日制適用工事

### 第1設 週休2日制適用工事

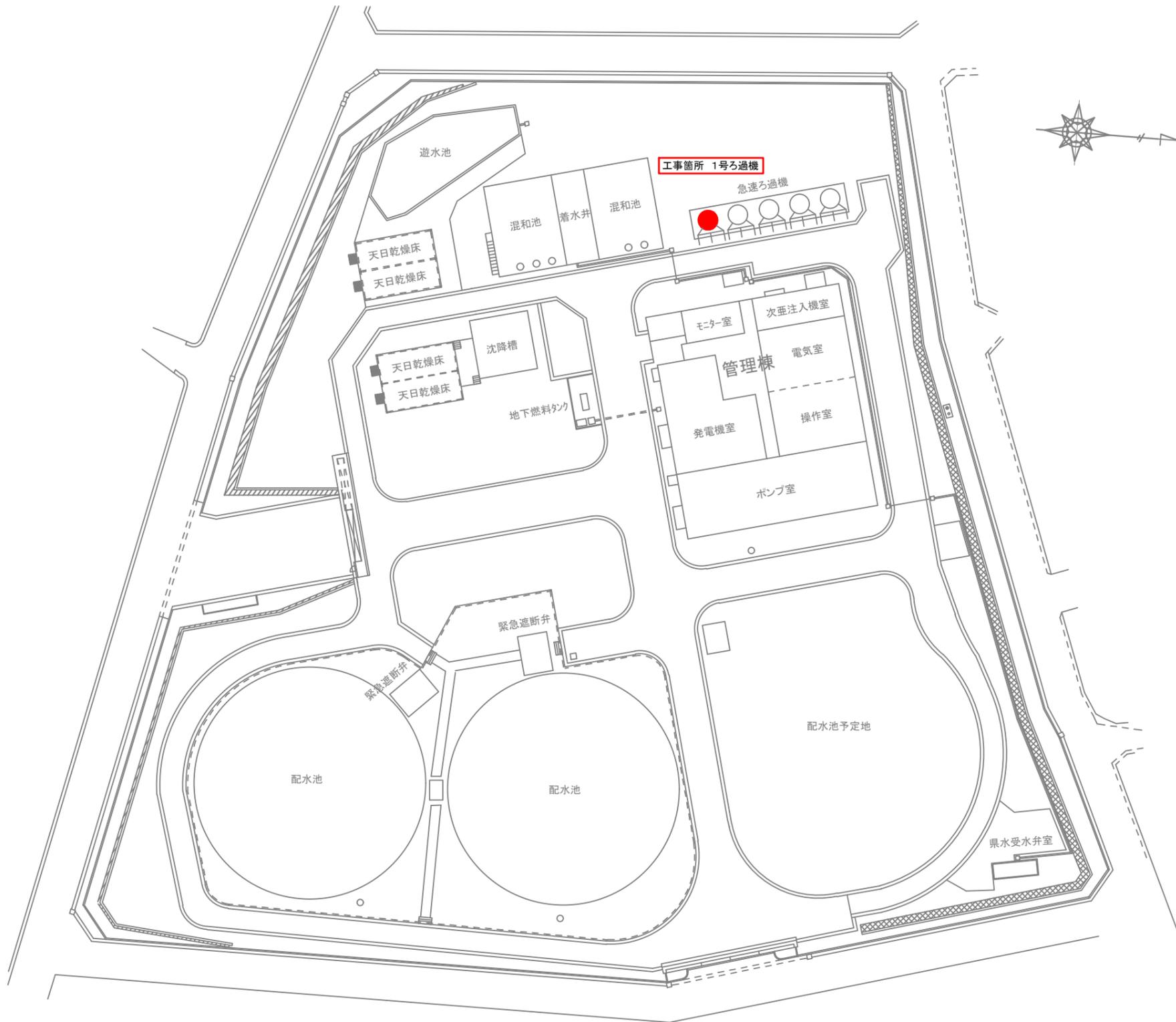
#### 1. 週休2日制適用工事

- (1)本工事は、上尾市「週休2日制適用工事（発注者指定型及び現場閉所型）」の試行対象工事である。
- (2)試行の実施は、上尾市「週休2日制適用工事」試行要領によるものとする。
- (3)試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。

上尾市役所ホームページ

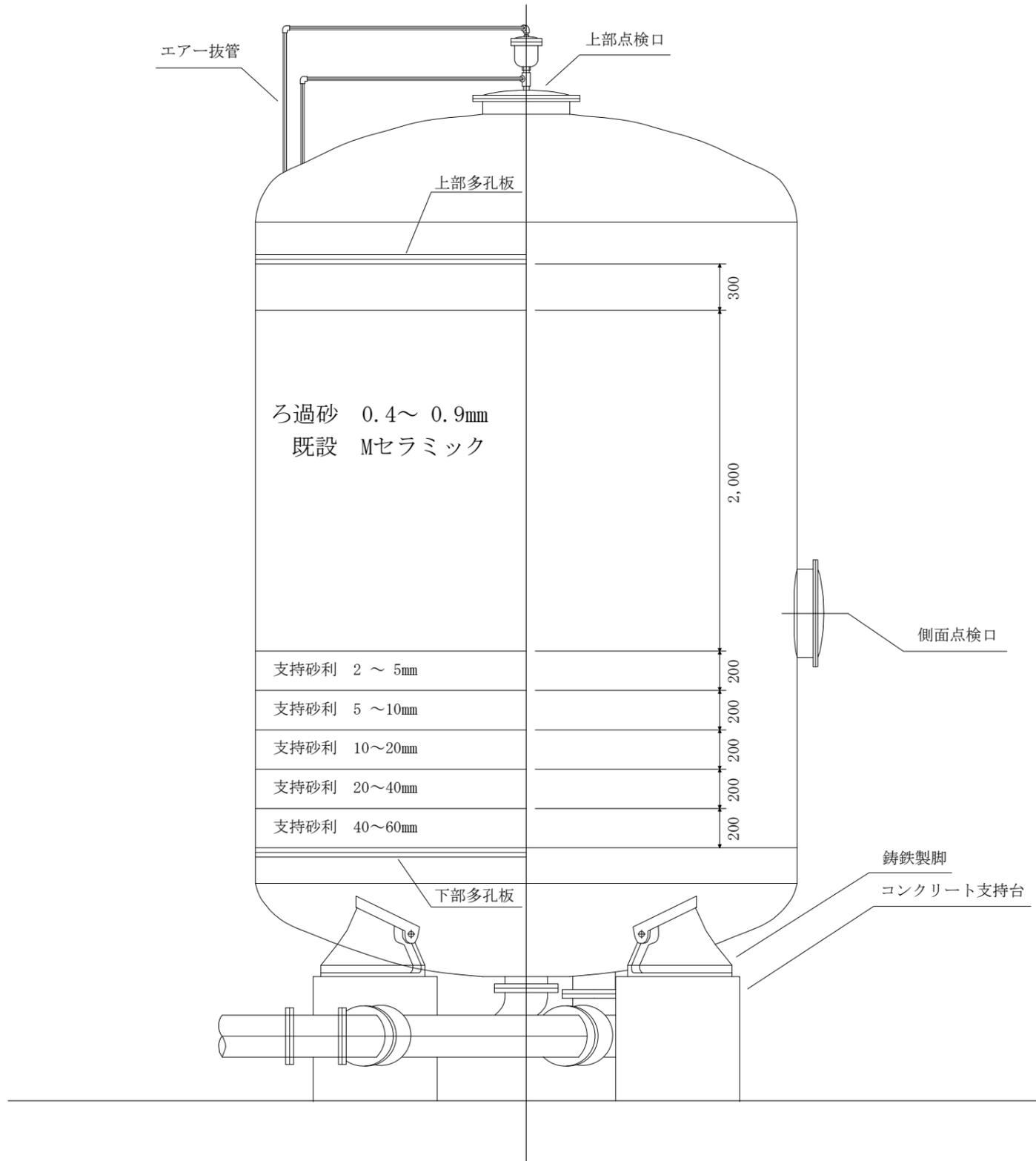
( <https://www.city.ageo.lg.jp/page/355165.html> )

# 北部浄水場全体平面図



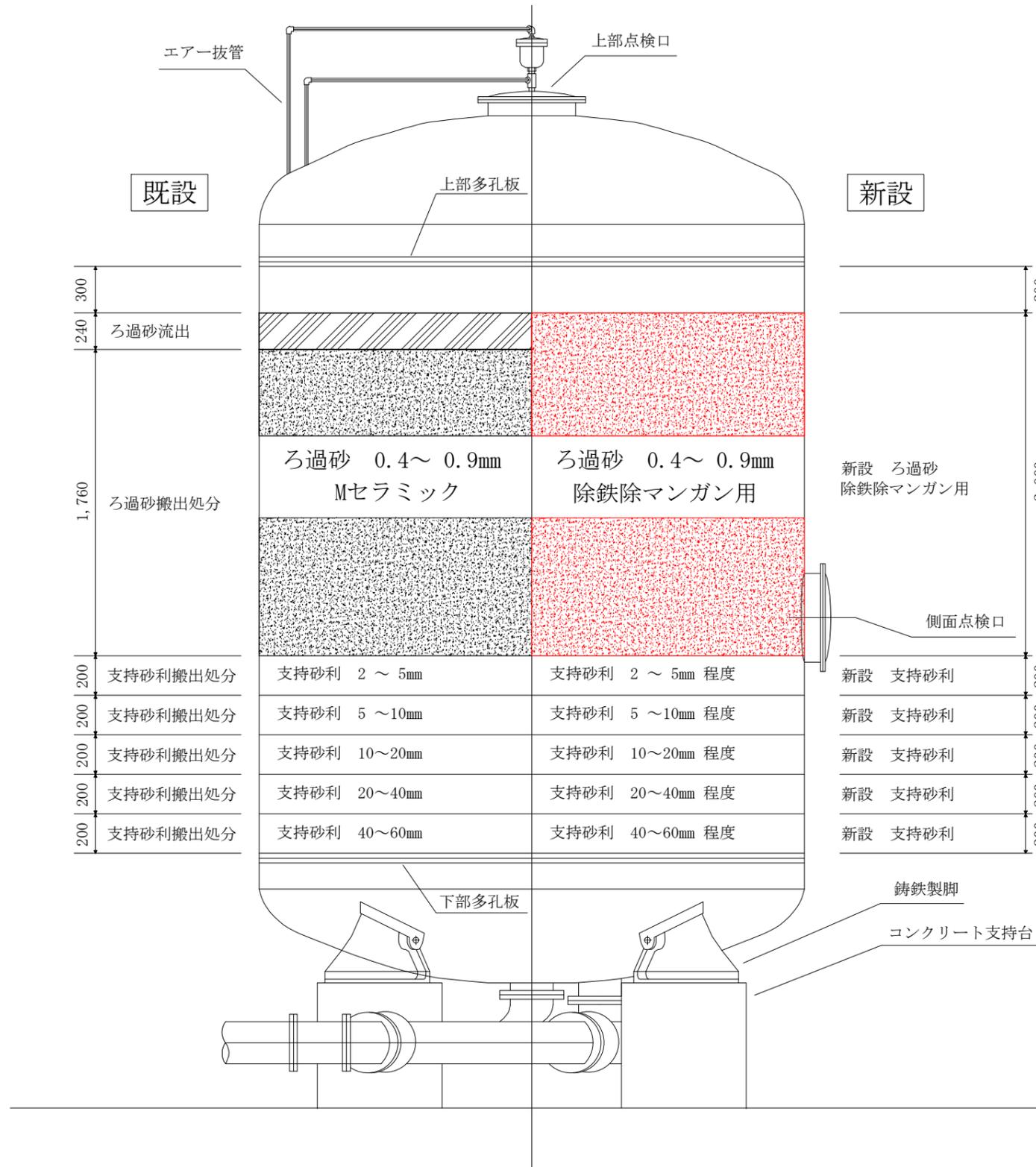
工事名	北部1号ろ過機内部改修工事			
工事場所	上尾市北部浄水場			
図面名	北部浄水場平面図			
	令和7年 5月	縮尺	Free	
上尾市 上下水道部				図番 1/4

# ろ過機内部構成図（設計値）



工事名	北部1号ろ過機内部改修工事			
工事場所	上尾市北部浄水場			
図面名	ろ過機内部構成図（設計値）			
	令和7年 5月	縮尺	Free	
上尾市 上下水道部				図番 2/4

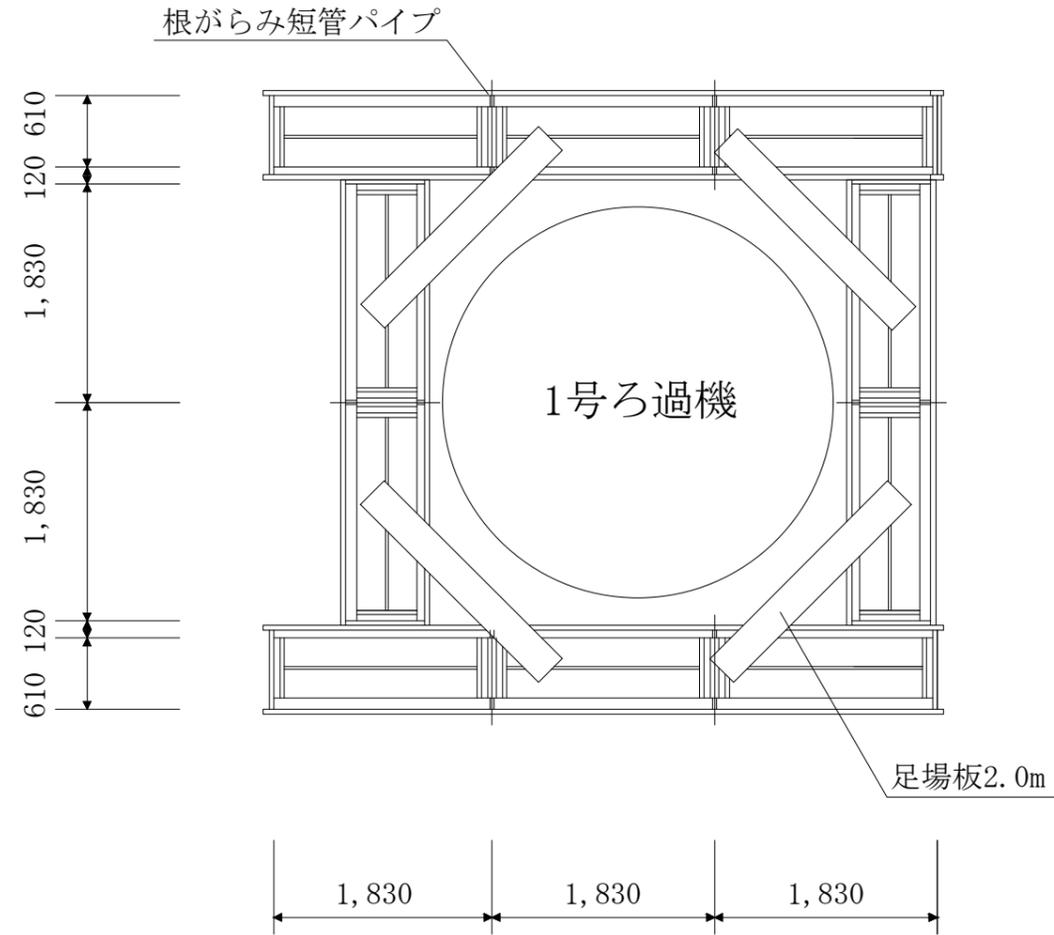
# 1号ろ過機内部構成図



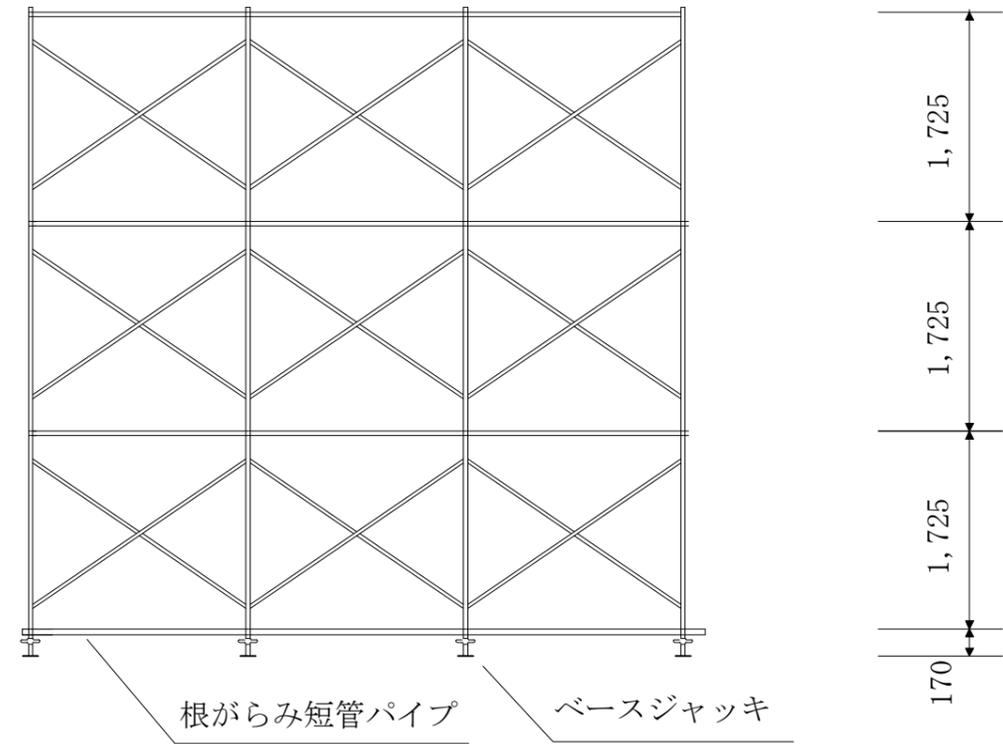
工事名	北部1号ろ過機内部改修工事			
工事場所	上尾市北部浄水場			
図面名	1号ろ過機内部構成図			
	令和7年 5月	縮尺	Free	
上尾市 上下水道部				図番 3/4

# 仮設足場設置図

平面図



断面図



工事名	北部1号ろ過機内部改修工事			
工事場所	上尾市北部浄水場			
図面名	仮設足場設置図			図番
	令和7年5月	縮尺	Free	
上尾市 上下水道部				4/4